

議案第6号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和5年8月9日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

◇鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令について

1 訓令の改正理由

鳥取県立中学校（夜間中学）の設置に伴い、所要の改正を行う。

2 改正概要

（1）別表第1中の小中学校課の所掌事務の一部改正

県立中学校の設置に伴い、学校運営協議会の委員の任命についての項目を加える。

（2）施行期日は、令和5年10月1日とする。

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係） 1～3 略 4 小中学校課					別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係） 1～3 略 4 小中学校課				
事項		事務処理権限の区分			事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者			教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	次 長	課 長 等		教 育 長	次 長	課 長 等
一 任免 に関する 事務	1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項の規定により設置された学校運営協議会の委員の任免（中学校に係るものに限る。）			○					
	2 地方公務員法第17条の規定による職員（県が任用する市町村立学校の外国語活動支援員に限る。）の任命								○
略					略				
5～9 略					5～9 略				

附 則

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。